

第2回宮城県環境審議会
環境基本計画策定専門委員会議

日 時：令和元年11月18日（月曜日）

：午後1時30分から午後3時30分まで

場 所：宮城県行政庁舎13階 環境生活部会議室

1 開 会（司会）

- ・開会の宣言（委員 7 人中 5 人出席）
- ・資料確認及び資料追加（参考資料：仙台市の杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）に関する資料）

2 あいさつ（赤坂 環境生活部次長（技術担当）（以下「赤坂次長」））

3 議 事（進行：吉岡宮城県環境審議会環境基本計画策定専門委員会議座長（以下「吉岡座長」）

<吉岡座長> 第2回ということで、非常に大事な環境基本計画の策定に向け、各委員から御意見を頂戴したいと思う。特に、先ほど赤坂次長から御挨拶いただいたように、昨今の災害が環境に起因して発生しており、非常に大事なところである。宮城県の環境基本計画がこういった大きな災害を防ぐ一助となるような計画にしたいと思っており、また、災害がどうしても起こってしまう状況であるので、きちんとそれに適応できるような基本計画の中身にしていく必要があると思っている。そういう意味でも非常に重要なタイミングでの環境基本計画策定専門委員会議ということになるので、ぜひ様々な角度から御意見を頂戴したい。それでは早速議事に移らせていただく。まず議事（1）、（2）について、事務局から続けて説明願う。

（1）第1回宮城県環境審議会環境基本計画策定専門委員会議等における委員意見と対応について

<事務局（環境政策課）（以下「事務局」）> 資料（資料1及び資料2）に沿って説明。

<吉岡座長> ここで一言挟ませていただきたい。今日机上配付された資料に、仙台市の「杜の都環境プラン」及び「地球温暖化対策推進計画」のスケジュールが出ている。これと県の環境基本計画のスケジュールを比較すると、数か月ぐらい、県の方が仙台市よりも早めに動いている。基本的には、県と仙台市は別であるが、県全体の中には、人口含め仙台市が相当大きく占めており、宮城県の環境基本計画は仙台市の方に反映いただけるようなスケジュールだという認識でいる。そういった双方のスケジュール感も眺めていただければ思う。事務局、そのようなことでよろしいか。

<事務局> はい。

<吉岡座長> では、説明を先に進めていただきたい。

<事務局> 資料（資料2、参考資料2及び参考資料3）に沿って説明。

<吉岡座長> 委員からの御意見・御発言はいかがか。これは中間案原案ともリンクしながら説明されることになると思う。中間案原案の説明の中でも御質問があれば受け付けたい。現状の報告とい

うことで御理解いただき、次に進めさせていただいてよろしいか。それでは、特にないようなので、議事（２）について事務局から説明願う。

（２）環境に関する県民・事業者意識調査結果について

＜事務局＞ 資料（資料３及び参考資料１－１，１－２）に沿って説明。

＜吉岡座長＞ ただいまの内容について委員から御意見・御質問はいかがか。青木委員どうぞ。

＜青木委員＞ 県民，事業者ともに，意識としては非常に高いというのがよく分かった。真面目な特性が非常によく表れたと思う。日本全体の産業界を考えた場合，いわゆる産業活動の足かせになるような規制をあまりしてほしくないという結果もありうると思っていたが，実際はそのようなことはなく，かなりちゃんと考えておられるというのが非常によく分かり，宮城県として誇れることではないかと考えている。いわゆる政治に関わる人たちに対しても，非常に強いアピールになると思った。

＜吉岡座長＞ ほかにいかがか。山田委員どうぞ。

＜山田委員＞ 非常に回収率が高く，しかも，貴重な御意見を得られたと受けとめた。特に県民については，内閣府などでも全国調査として何年かごとに環境に関する意識調査をやっているのので，全国と同じ設問ではないにしても，傾向等で，県民の特性として捉えられるものがあれば評価していただきたいということと，関心の向いている分野については明らかにしておくことがすごく大事だと思っている。なお，事業者については，頭で分かっているがなかなか手つけられないという現状が，特に中小企業で見えてきた。これから意識啓発を含め，県としていろいろ取り組んでいただきたいと期待をしている。また，私も仕事柄，SDGsについて教えてほしいという問合せもあるので，特に，結果として環境問題に繋がってしまういろいろな事業活動或いは生活の変化というものが，今の事業を営んでいる方々にとっても非常に大きな関心事であるということは，今後，環境基本計画を策定していく上で，頭の隅に置いておかなければならないと感じた。環境基本計画は順次スケジュールどおり進めてまとめられると思うが，この意識調査の結果についてはいつ公表されるのか教えていただきたい。

＜吉岡座長＞ 事務局からどうぞ。

＜事務局＞ 今回の意識調査結果については，計画に先立って，今年中に公表する予定で考えている。

＜山田委員＞ ぜひそうしていただき，世論から環境基本計画に対する関心度を上げていっていただくのも大事かと思う。

＜吉岡座長＞ ほかはよろしいか。事業者で SDGs を知らない方が６割もいるということに驚いた。おそらく身の回りのことはよく理解しておられるだろうが，全体的な話になってくると薄れてくるのかと思う。県民においても，３Rや廃棄物というのは非常に身近なところで関心度が高く行動に表れ

てくる一方で、地球温暖化対策など、雲を掴むような、見えないものに対してはどう取り組んでいいのか分からない、でも大事だとは思っている。そういう意味では、見えにくいものをどういうふう環境基本計画の中に取り込んで、皆さんに行動に移してもらえるようにするのかというところが大事な部分かと思う。ぜひ意識調査結果を公表し、環境基本計画に反映できるよう進めていただければと思う。ほかにいかがか。よろしいか。

では、議事（3）「新たな宮城県環境基本計画（中間案原案）」について、事務局から説明願う。

（3）新たな宮城県環境基本計画（中間案原案）について

<事務局> 資料（資料4-1から4-3）に沿って説明。

<吉岡座長> 委員から何か御意見等あればお願いします。青木委員どうぞ。

<青木委員> 非常に広い範囲をカバーした、政策・施策をどのように立てていくかという基本的な骨子として伺った。2点、どのように考えればいいのかお伺いしたい。1つは、今後の地球温暖化の進行に対して、できるだけ進行しないような対策を講じること以外に、それでも地球温暖化が進行してしまうことへの対応をどうするかという部分、政策・施策の範囲としてどの程度のところまで踏み込んで具体的にやるのかというのがよく分からない。例えば、先日のように台風に伴う集中豪雨による災害に対して土木的な保全策を考えると非常に大きなお金が掛かることになる。また、農業生産においても、地球温暖化が進行すると現在の食物生産が適さなくなる。それらに対して、県として、具体的な政策・施策をどのようにやっていくか、国や各省庁との調整や、県の中でもセクションごとで対策を立てていくと思う。環境基本計画は、そういうものをすべて踏まえて全体を網羅するような形で考えるというスタンスでよろしいか。

<吉岡座長> ほかの委員から関連する質問はあるか。よろしいか。では、今の点について事務局の方どうぞ。

<事務局> 地球温暖化対策に関しては、温室効果ガスの9割以上を占める二酸化炭素の排出削減を中心に施策を進めてきた。二酸化炭素排出量を削減する「緩和策」を進めてきたが、ただ、排出量の削減に努めたとしたとしても、少なからず出てくる影響への適応が必要になるということで、昨年制定された気候変動適応法を受けた「適応策」を併せて実施する必要がある。それらを含めて、環境基本計画の中でも、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガス排出量の削減と、気候変動に伴う影響への適応という2つの側面で整理した。これについては、個別計画でもある、昨年10月に策定した県地球温暖化対策実行計画においても緩和策と適応策を車の両輪として進めていくと謳っており、環境基本計画においても、それらの取組を踏まえていくものと考えている。

<青木委員> 後者の適応策に関しては、ものすごくお金が掛かるもので、例えば、洪水を引き起こさないために河川の改修を行うなどもものすごく費用が掛かる。国がやる部分と、県がやる部分と、市町村がやる部分と、いろいろ分かれると思う。それぞれに関して基本計画の中に、どういうふうに位置付けるか。国がやる部分に関しては、国の環境基本計画がある。県として環境基本計画を作る場合、適応策に関して、どういうスタンスでやるのかが、いま一つよく分からない。

<吉岡座長> 事務局、説明願う。

<事務局> 改めて「適応策」という形で位置付けているものばかりではなく、従来からやってきたものが見方を変えると適応策だったというものもあろうかと思う。国では、農水省や国交省など、それぞれの省庁で関連する適応策の取組も示しており、それらも踏まえながら、県は県レベルで各関係部局と調整を図りながら、適応策という形で位置付けながら進めていく。ただ、なかなか予算的なものもあることから、どこまでできるのかということはあるが、できるだけすみ分け等をしながら進めていきたいと考えている。実際のところは、法律が制定されたのは昨年度であり、例えば、高温障害に対する品種改良など、すでに以前から取り組んでいるが、適応策としてではない、という捉え方もまだある。国レベル、県レベルでインフラ整備を伴う取組もあるが、そのほかに県民や事業者レベルでも進められるものもあり、できるだけ当事者意識のもとに進めていけるような示し方を、この基本計画の中でしていきたいと考えている。

<吉岡座長> よろしいか。ほかにいかがか。山崎委員どうぞ。

<山崎委員> 地球温暖化への適応に関しては、気候変動適応法の中で地域適応センターを作ることになっていると思うが、宮城県ではどうか。この環境基本計画の中で書くべきものなのか分からないところもあるが、何か決まっているか。

<吉岡座長> 事務局、どうか。

<事務局> 資料4-3の20ページに、新しく気候変動対策の推進という項目を追加したが、この中の①「気候変動の影響に関する情報提供、注意喚起、対処方法等の普及啓発」の1点目に、先程、山崎委員からお話いただいた、気候変動適応法において努力義務として自治体に設置が求められている「地域適応センター」の設置と確保を記載しており、宮城県でも、設置に向けて検討作業を進めている。この環境基本計画が策定・公表される頃には設置していきたいと考えているが、この段階では設置しますという書きぶりとした。

<山崎委員> 記載されていればよいかと思う。

<吉岡座長> ほかはいかがか。陶山委員どうぞ。

<陶山委員> 文言の問題で恐縮だが、項目の文言なので重要と思い発言させていただく。資料4-1に、政策3の施策(4)「気候変動の影響による自然災害対策」とあるが、気候変動の影響によ

って対策するとも読めるので、「自然災害への対策」の方がよいと思う。同様に、政策4の施策（6）「放射性物資による環境汚染対策」について、まず「物資」は誤植と思うが、ここは「環境汚染への対策」の方がよいと思う。変更しなければ、「放射性物質によって対策する」と読めることになる。施策（7）も同様だが、「気候変動の影響による」は「気候変動の影響に対応した」水資源の確保だと思う。瑣末なことだが、公表されるものなので、その辺りを読みやすいようにしていただきたい。あともう1つ、政策3の施策（3）「豊かな自然環境・資源の価値創造」について、このような考え方はあると思うが、価値というのはそもそもあるものであり、創造するものではないのではないか。これは、経済的価値を創出・創造するという意味もとれるからいいが、創造できるのかという捉え方もできてしまう。ちょっと検討いただきたいが、例えば「高度利用」とか、「創造」ではなく、もともと価値のあるものであって、利用するというニュアンスの言葉に変えてもらった方がよいかと思う。

<吉岡座長> ほかはいかがか。山田委員どうぞ。

<山田委員> 情報も多岐にわたるので、個別の意見や提案についてはまた後日連絡する。資料4-3の62ページ以降について確認したい。私が主体として活躍を期待している事業分野は農林水産漁業である。第一次産業に携わって生物の多様性や資源循環や地球温暖化の防止に寄与する、直接的な働きかけをしているような、個人・団体の方々の活躍が、宮城県の政策の完成度を高める人たちになりうると思っている。例えば農業だと、組合に登録して資材を購入したり生産物を納めるといった中小規模の農家の方がたくさんいると思うが、62ページ以降の書き方の中では、そういった方々の関わり方が、事業者として見るべきか個人として見るべきか、分かりにくく感じた。組合などへの働きかけ、環境啓発やその取組を強化するような文言も必要なかもしれない。フィールド調査をすると、例えば今、マイクロプラスチックが注目されているが、農業では肥料のカバーなどプラスチック品が野放し状態で使われており、漁業ではカキ養殖で使われているプラスチック品が海岸に打ち上げられている。意図せず使って、出てしまっているごみ問題も多々あると思う。それは農薬も同じだと思う。第一次産業に携わっている方々への期待感や取り組んでほしい内容を宮城県らしく取り込み、そういった方々への応援メッセージや啓発になるような計画にすると、宮城県らしさが出てよいのではないかと思う。

<吉岡座長> ほかはいかがか。山崎委員どうぞ。

<山崎委員> 先程の事業者意識調査結果で、事業者の規模により環境に対する取組の違いがはっきり分かったので、中小企業向けに環境対策を推進する施策が必要と思う。資料4-3の63ページ右側、「c 事業者の環境配慮経営等の支援」において、「環境配慮経営に取り組む中小企業者に対する支援」といった施策を示しているとは思いますが、現状として傾向がはっきり見えたので、もう少し、従来のもの以外でも何かしていただきたい。もう1つ、やや細かいことになるが、資料4-1で政策1

から4がそれぞれ四角で囲ってあり、括弧で具体的な施策が書かれているが、その右側に新たな事業例というものが4つ、四角で囲ってある。これは、点線で結んであるということは、それぞれの施策の具体例という理解でよいか。

<事務局> 資料4-1では、政策1などとなっているものが政策名、(1)から(5)が施策名、その隣に点線で結んであるものは、それぞれの施策の中の新たな事業例というイメージである。事業の全ては書ききれなかったため、新たなもののみお示しした。

<山崎委員> 新たな事業例の一番下にある、気候変動の影響による水災害への適応は、施策3の施策(4)「気候変動の影響による自然災害対策」に繋がるのではないか。

<事務局> 気候変動の影響による水災害への適応は、関連する個別計画として「水循環保全基本計画」があり、その改定に当たって気候変動の影響による水災害について言及する予定であるため、政策4に入れている。しかし御質問のとおり、政策3との関わりもあるため、検討し、場合によっては政策3に再掲する形もあるかと思う。水循環保全基本計画は、降雨や表流水、地下水など全てが含まれており、その恵みを享受しながら、豊かな生態系等も含めて保全していく計画となっており、色々なところに関わってくる。内容についてはもう少し精査させていただきたい。

<吉岡座長> 青木委員どうぞ。

<青木委員> 色々なものが盛り込まれているが、1つ欠けているのが気になった。温暖化が進むとグローバルな海面上昇が起これり、地域的に見ると高潮の被害が頻発したり、潮水が淡水の方に上がってくるといった様々な影響が出てくる。高潮や海面上昇といったキーワードに対する、何らかの対策を今のうちから考えておいた方がよいのではないか。まだ日本ではそれほど顕在化していないが、年々少しずつ海面が上昇していることは確かであり、海に囲まれている日本ではいずれ全体的な影響が出てくる。今のうちからそういった言葉を入れて、対応策を何らかの形で考えておけばよいのではないかと感じた。もう1つ、基本計画の中の色々なところにモニタリングという言葉が出てきており、宮城県として長い間やっているモニタリングもあるが、新たにモニタリングを始める項目もあるように感じた。宮城県が独自にやるべきものなのか、東北地方全体として取り組んでいくべきものか、または国がやるべきものか、そこをうまくすみ分け、宮城県として独自にやるものを考えておくとよいと思う。

<吉岡座長> ほかはいかがか。山田委員どうぞ。

<山田委員> 環境基本計画は大きな計画であるため、多くの文言を入れるとかえって整理がつかなくなると危惧しつつも、水環境分野について1点だけコメントさせていただく。近年、水系感染症のリスクが高まっており、水質汚濁や、合流式下水道など排水施設で消毒しきれないような感染源が蔓延しつつあるリスクを抱えている。地球温暖化が進むと、そういったリスクが高まることはよく知

られた話であり、病原菌によるリスクの回避を図っていくことについて、55 ページなどに記載してもよいのではないか。特に、宮城県では水産業を抱えているため、そういったリスク回避の対策が計画にどうあるべきかについて議論いただきたい。

<吉岡座長> ほかはいかがか。私の方からも2点お願いしたい。陶山委員からあったように、気候変動による、となると、気候変動によらない水資源の確保はどうなるのか、という話になってしまうので、そういう誤解がないよう、文言については少し注意して対応していただきたい。それと適応策のところ、各委員からどうするのかの御意見を頂いたと思うが、すでに別な計画の方で取り組んでいるものも、見方によっては適応策の先取りをしている、といった回答が事務局からあった。そうであれば、すでに動いている計画の中で、環境基本計画と密接に結びつく部分があれば、環境基本計画を読めば、従来の計画とどう連携しているのかを分かりやすく表現していただきたい。文言を全て入れずとも、どの計画と紐づけがされているというようなことがわかるだけでもよいと思う。先ほどの品種改良の話や、今、問題になっている災害廃棄物の処理については「災害廃棄物処理計画」の中で、平時の取組から継続して進めていくことが規定されており、環境基本計画とつながる。また、温暖化については、昨年策定した「宮城県地球温暖化対策実行計画」がある。環境基本計画はそういう個別計画と全て連動していることが読み取れるとよい。計画年度が先に切れるものもあるが、そういった視点を環境基本計画の中に入れておくことについても検討いただきたい。ほかによろしいか。何かあればまた御意見を頂くので、議事を進める。議事（4）について、事務局から説明願う。

（4）新たな宮城県環境基本計画における管理指標について

<事務局> 資料（資料5）に沿って説明。

<吉岡座長> 管理指標の項目について、事務局から提案いただいたが、御意見・御質問はいかがか。陶山委員どうぞ。

<陶山委員> 管理指標に関しては前の環境審議会から違和感を持っており、事務局に直接話したこともある。例えば、参考資料2の7ページにある、現行計画の政策3の管理指標10だが、これは自然共生社会の形成のうち、自然環境保全がされているかどうかの指標で、県土に占める保全地域の割合となっている。この値は長年変動しておらず、これは保全地域を設定したまま何もしくとも達成される指標となっている。これには違和感があり、何とかならないか直接相談していた。評価が難しいため仕方がない面もあるが、これに限らずこういった指標はまずいと思う。何か県が努力をし、それを達成できているかどうか指標なので、何もやらずに達成というのは違和感がある。また、県民の感覚との乖離があると逆効果となるので、何か指標として、県民、あるいは政策としての感覚でもよいが、それを達成できている場合に点がよくなる指標にできないか。現行計画の政策3の管理指標10

に関しては再考いただきたい。どんな指標がいいのかを色々と考えているが、これは全体に係るためできる範囲での話になるが、県として項目ごとに目標値を設定し、それに向かって達成度を上げていくというイメージのものが分かりやすいのではないかと思った。また、上がった方がよい指標と、下がった方がよい指標が混在しているため、なるべく上がる方向に統一した方がよい。県として目標を設定できるものは設定し、100%となった場合は、県としても完璧で、県民感情としても満足している、というものが良い指標となると思う。なかなかそういう指標は見つからないため、苦労していることは重々承知しているが、そういう目で考えていただきたい。特に、一番避けなければならないのは、県民の感覚と乖離しているものであり、例えば、生物多様性の管理指標は、以前は1つしかなく、それが達成しているときに、では、県民は満足しているのか、ということになってしまう。私としては、何も満足してないし何もやっていないと思うにも関わらず、県として達成していると言ってしまうことになり、逆効果で印象もよくないので、それを避ける方向で考えてもらいたい。整理すると、基本的に目標値を設定し、それに対する達成率で評価する方がよいということである。量でも率でも、数字を変えれば、そういう方向にできると思う。それから、基本的には上に向かうようなグラフにしていきたい。また、政策レベルで管理指標を全て達成していれば、県はそれでよいと言っていることになるので、政策に対して県も県民も満足していなければ点が低くなるような指標が優れた指標であると思う。満点になるということは、県民も県もそれでよいと言っていることになるので、満足していないなら点が悪くなるような管理指標でも構わないと思うし、そういうふうに考えていただきたい。もう1つ、私の関連部分なので申し上げるが、管理指標（案）の3-2の「県内間伐面積」について、これは間伐する面積がなくなると0になってしまうため、指標としてよろしくない。全てを間伐することはないと思うが、間伐すべきところの中での達成率などにするとよい。県が目指している姿、例えば、全体の間伐が必要な面積に対する間伐率であれば、例えば目標100%に向かって上がっていく形の指標にし、また指標全体を上に向かっていくものに統一し、満足しているかどうか適切に反映されるようなものにすべきである。

<吉岡座長> ほかはいかがか。青木委員どうぞ。

<青木委員> 生活環境の管理指標（案）の4-1から4-3について、自動車からの排出物については指標から外すという話があり、今後どうするかという話だった。県内では光化学スモッグがまだ発生しているため、光化学スモッグの原因物質を指標として取り入れてはいかがか。

<吉岡座長> 山田委員どうぞ。

<山田委員> 関連する個別計画の中には様々な指標があると思うが、資料4-1の政策1から4と、すべてに共通する取組の各施策に対して、関わる指標を1つずつ示せると、環境基本計画がうまく機能しているかどうかを評価しやすいと思う。また、資料5の中で管理指標（案）が示されている

が、例えばSDGs、あるいは地域循環共生圏の考え方を踏まえた指標はどれが該当するのかなど、言葉が繋がっていることが県民にも分かりやすい形で指標化していただきたい。もちろん、現行の指標も活用いただきたいが、何かそぐわない気もしていた。また、管理指標（案）の3-3の「生物多様性フォーラムの参加者数」については、これは年に何回行うのか分からないが、本当にこれでよいのか。自然共生社会を作るという意識啓発的な指標と、生物多様性が守られているかの指標とを2つ並べての表現だと思うが、違和感があるので、もう少し工夫していただきたい。

<吉岡座長> ほかはいかがか。指標はなかなか難しいところがある。今、御意見のあったフォーラムへの参加者数については、人がたくさん参加すればよいのか、とか、県外の人がたくさん来て、県内の人が来なかったら、ということもある。参加者数については、政策3の指標というよりも、教育や普及啓発に関する評価と思う。また、陶山委員が前回の環境審議会においても言っておられたが、面積のような何もせずとも達成している指標は問題があるということもあるし、また、管理すべき部分に対してどれぐらいできたかという分母と分子が分からないと、非常に評価しにくいと思う。また、排ガスの管理のように、これまでに達成されたとか、個別計画で評価をすることになっていても、改めてしっかり継続して評価するということも必要である。ほかでやっているから環境基本計画では指標にならない、ということはなく、同じ指標が環境基本計画に設定されていてもよいと思う。施策一つ一つに対して指標を設定するのは難しいと思うので、それぞれの管理指標が各施策とどう結びついているかを整理すれば、事業の進捗管理もしやすいと思う。すべてに共通する取組については、個別の指標は考えてないのか。

<事務局> そのとおりである。

<吉岡座長> すべてに共通する取組は、教育の部分が多くなると思っている。また、これは県に厳しい意見となるかもしれないが、事業者や県民に対しての教育・普及啓発とあるが、これは自治体や県職員も含めて、教育をしっかりやらなければならないのではないのか。担当が終わると、あるいは担当ではないからということでは、全体を上手に進める上では横串をさせない状況になってしまう。特に環境問題は、横串をささないといけないので、これに携わる自治体職員に対する教育も入れておいてもよいと思う。ほかはいかがか。事務局から、指標の部分に関して、回答できる部分や、逆に委員の方に確認しておきたいところなどはあるか。

<事務局> 今頂いた御意見を踏まえて、個別計画を所管する関係課と十分調整をしたいと思う。

<吉岡座長> 全体的に、追加で気づいたところや大事な視点等はあるか。山田委員どうぞ。

<山田委員> 意識調査の結果を見て、改めて施策等の兼ね合いを考えたとき、特に中小企業の方々の意識に対して、環境経営に向けた後押しが必要と感じた。中小企業の方々を支援、あるいは後押しした結果、改善されるような分野についての指標を設ければ、これから県として中小企業を後押

しする成果としても見やすくなるのではないかと思った。是非、意識調査の結果を踏まえた新たな指標を盛り込んでいただきたい。

<吉岡座長> ほかにいかがか。1点確認なのだが、管理指標（案）の4－6「安全な流れ」の目標値は4.1点で、これは現行の数字を使っているとのことだが、この数字は上がる方がよいのか、下がる方がよいのか。

<事務局> 「安全な流れ」については、河川整備、海岸整備について、計画しているものが全て完了した時点で10点となり、最高点となる。これについては、河川整備等を行っている部局において目標値を定めていなかったため、水循環保全基本計画を策定した際の現況値を目標値4.1点として定めたものである。水循環保全基本計画についても令和2年度に次期計画を策定することとなっており、この目標値をどう定めるのがよいかを関係課と調整していくので、それを踏まえて環境基本計画に反映する予定である。

<吉岡座長> そうすると、予算との関係もあると思うが、先日の台風19号による河川堤防等の被害等もあり、「安全な流れ」について、水循環保全基本計画において低い目標値となった場合は、環境基本計画の管理指標に盛り込むかどうかという点も議論の対象になるのではないか。感覚的には、環境基本計画に数値の低い目標を出すのはためらわれるし、それがお金に左右されるようなところであれば、環境基本計画の指標としてふさわしいのかどうかと感じている。ほかはよろしいか。では、議事（5）その他として、事務局から何かあるか。

（5）その他

- ・事務局から特になし。

4 閉会（司会）

- ・次回は令和2年2月3日（月）に開催予定。